

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

ご挨拶 – NO&T U.S. Law Update 100 号の刊行に添えて

弊事務所のニューヨーク・オフィスが、クライアント及び日系企業の皆様に米国の最新の法律問題について情報を提供するべく発行をしております NO&T U.S. Law Update も、本号をもちまして 100 号に達することになりました。1992 年に創設された Masuda International（榊田国際法律事務所）を母体に 2010 年に開設された弊事務所のニューヨーク・オフィスは、30 年以上にわたってニューヨークからクライアントの皆様に対してリーガル・サービスを提供し、米国における事業活動をサポートさせていただいております。今後とも皆様のお役に立てますよう、米国の最新の法律問題についての情報発信を継続してまいります。

今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス一同

2023 年 9 月 No.100

拡大する Right to Repair 法の最新動向

弁護士・ニューヨーク州弁護士 達本 麻佑子

ニューヨーク州弁護士 木原 慧人アンドリュー

はじめに

近年、様々な米国の州において、「Right to Repair」法（修理権法）が立法されつつあり、また、修理権に関する Federal Trade Commission（以下、「FTC」といいます。）による摘発や、集団訴訟も相次いでいます。修理権法は、Original equipment manufacturer（オリジナル製品製造業者、通称「OEM」といいます。）により非公開とされていた機器（携帯電話、コンピュータ、自動車、医療機器、農業機械など）のプログラミングや診断情報に、消費者や第三者の修理者が正式にアクセスできるようにする法律です。これにより、機器のアフターマーケットでの修理や改造を可能にし、消費者が OEM やその認定修理業者だけではなく、第三者を利用して機器の修理や改造をより自由に行うことが可能になります。これらの法律は、アフターマーケットにおける OEM の独占を制限し、消費者のコストを下げることを目的とされています。州によってその内容は様々ですが、本ニュースレターでは、多くの日系企業が事業を行っているニューヨーク州及びカリフォルニア州の最近の修理権法制の動向を紹介し、また、既に修理権法が成立している州の修理権法の内容を紹介します。加えて、最近の修理権に関する FTC の執行状況や集団訴訟について紹介し、最後に、修理権法に関して企業が対応すべき事項について議論します。

州における修理権法

（ニューヨーク州）

ニューヨーク州は、電子機器に関する幅広い修理権法を制定した最初の州です。2022 年 12 月 29 日にニュー

ニューヨーク州は「Digital Fair Repair Act¹」を制定し、OEM に対し、デジタル電子機器の診断、メンテナンスまたは修理に必要な書類、部品やツール²、を独立の修理業者や消費者に公正かつ合理的な条件³で提供することを義務付けました。この法律は 2023 年 7 月 1 日に施行され、この日以降にニューヨーク州において初めて製造、販売または使用された製品にのみ適用されます。

Digital Fair Repair Act は、対象となるデジタル電子機器 (digital electronic equipment) を、10 ドル⁴を超える製品であり、その機能の全部もしくは一部が、製品に組み込まれた、または製品に取り付けられたデジタル電子機器に依存するものと定義しています。ただし、家電製品、医療機器、自動車、農業用トラクターなどは除外されています。

(カリフォルニア州)

カリフォルニア州では、修理権法は未だ制定されていませんが、現在州議会で二つの法案が審議されています。

一つ目の法案は SB271⁵と呼ばれ、電動車椅子に対して適用されます。SB244⁶と呼ばれる二つ目の法案は、電子機器及び家電製品メーカーに対し、その製品の最終製造日から一定年数、その製品の診断、メンテナンスまたは修理に関する部品、ツール、書類を第三者の修理業者や製品所有者が公正かつ合理的な条件で利用できるようにすることを義務付けるものです。上記の一定年数は製品の価格により異なり、50 ドル以上 99.99 ドル未満の製品については 3 年間、100 ドル以上の製品は 7 年間とされています。SB244 は現在、カリフォルニア州議会の上院を通過し、下院で審議されています。

(これまでに修理権法が制定されている他の州)

現在、ニューヨーク州に加えて、マサチューセッツ州、コロラド州、ミネソタ州の三つの州で一定の修理権法が制定されています。マサチューセッツ州では自動車を対象にした修理権法が 2012 年に成立し、その対象を自動車のテレマティクスに拡大する法案が可決されました⁷。コロラド州では、車椅子と農業機械に適用される修理権法が存在し、OEM が農業機械の所有者や第三者の修理業者に修理用の部品、工具、ソフトウェアを提供することを義務付けています。最後に、ミネソタ州では、2023 年 4 月に Digital Fair Repair Act⁸が成立し、2024 年 7 月 1 日から施行予定です。同法は、2021 年 7 月 1 日以降に販売されたほとんどのデジタル電子製品を対象としており、ニューヨークの Digital Fair Repair Act よりも広範囲をカバーするものとなっています。

修理権に関する FTC の摘発・集団訴訟

2022 年に、FTC は、消費者が第三者の部品や修理業者を使用した場合に保証が無効になる旨定める保証規定は、消費者が特定のブランドの物品またはサービスを使用することを保証の条件とすることを違法とする Magnuson-Moss Warranty Act (以下、「Warranty Act」といいます。)、及び、不公正・欺瞞的な行為を禁じる Federal Trade Commission Act に違反するものであるとして、OEM 三社を相次いで提訴しました⁹。これ以前の過去 10 年間、

¹ <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2021/S4104/amendment/original>

² ツール (tool) の定義にはソフトウェアプログラムやハードウェアが含まれます。

³ 例えば、マニュアルなどの書類については、物理的な印刷物が要求されていない限り無料で入手可能なものとし、ツールについては原則として無料で、診断や修理のためにツールへのアクセスに障害のない形で入手可能なものとするが要求されています。

⁴ この額は消費者物価指数により毎年調整されるものとされています。

⁵ https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202120220SB271

⁶ https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB244

⁷ なお、現在当該法律の有効性を巡って訴訟が係属しています。

⁸ <https://www.revisor.mn.gov/laws/2023/0/Session+Law/Chapter/57/>

⁹ これらの訴訟は最終的に和解により解決されています (<https://www.ftc.gov/business-guidance/blog/2022/07/ftc-announces-three-right-repair-cases-do-your-warranties-comply-law>)。

FTC が Warranty Act の違反による提訴を行ったのは 1 件のみでしたが¹⁰、FTC が 2021 年 5 月に連邦議会に提出したレポート¹¹で、OEM による修理権の制限について懸念を示すなど、FTC がこの分野に強い関心を持っていることが明らかにされています。

さらに、FTC が修理権の制限に懸念を示したことをきっかけとして、修理権に関する複数の集団訴訟が起きています。これらの集団訴訟の原告は、アフターマーケットの規制に関する FTC の最近の声明を直接引用し、FTC が摘発したような違法行為により、OEM ブランドの部品の値段が上がり上げられており損害を被ったなどとして損害賠償を請求しています。米国司法省も、トラクターメーカーが特定の修理用ソフトウェアやツールの提供を拒否していると主張されている集団訴訟において、原告を支持する意見書を提出しています¹²。このような傾向に鑑みると、今後も修理権を巡る集団訴訟は増加するものと考えられます。

修理権法に関する対応

上記で説明した修理権法の拡大を受けて、米国で自社ブランドの機器等を販売する日本企業が取るべき対応として、以下のものが考えられます。

（保証条件の確認）

上述のとおり、FTC は、消費者が第三者の部品や修理業者を使用した場合に保証が無効になる旨定めることは違法であると判断しており、OEM としてはこのような規定が保証条件を記載した保証書等に記載されていないことを確認する必要があります。また、Warranty Act 上、保証の条件は分かりやすい文言で、保証の対象となる製品等及び対象から除外される製品等を明確にして記載すること等も求められており、これらの点についても確認が必要です。

（修理制限の正当化根拠の確認）

FTC は、連邦議会に対するレポートにおいて、他の形での修理の制限（取扱いの拒否や排他的な取扱いなど）が競争法に違反する可能性を示しています。OEM が修理を制限する理由として、プライバシー上の懸念やデータ保護、安全性の確保といったものがあり、FTC も上記レポートにおいてそのような制限の根拠に言及しており、一定の理解を示しているものと思われます。OEM としては、何らかの修理制限を設ける場合には、上記のような正当化根拠を十分に示すことができるかどうか、検討が必要です。

（各州の修理権法の状況把握）

上述のとおり、各州で修理権法を制定する動きが広がっています。各州の修理権法において、適用対象となる製品が異なり、OEM の取るべき行為も異なってくるため、各州の修理権法の制定状況を継続的に把握しておくことが重要になります。

おわりに

州の修理権法の拡大と FTC による摘発の増加を受けて、OEM としてはリスクを積極的に評価し、必要に応じて自社の保証内容を調整することが考えられます。修理権法に対する OEM の反発が高まっており、修理権法により

¹⁰ https://www.ftc.gov/system/files/documents/public_statements/1592330/p194400repairrestrictionspolicystatement.pdf

¹¹ https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/nixing-fix-ftc-report-congress-repair-restrictions/nixing_the_fix_report_final_5521_630pm-508_002.pdf

¹² <https://www.justice.gov/media/1274486/dl?inline>

OEM が追加の対応を強いられることで製品の基本価格が上昇してしまっているという見方もありますが、今後も各州で修理権法が拡大していくことが予想されます。

2023 年 9 月 21 日

[執筆者]



達本 麻佑子

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008 年京都大学法学部卒業。2016 年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、現在はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

木原 慧人アンドリュー (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士)

andrew-keito_kihara@noandt.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D. (Juris Doctor) を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件 (国際取引、セキュリティ規制、訴訟等) に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。